



ボンド・ゼロトリプル(予想分配金提示型) ボンド・ゼロトリプル(資産成長型)

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

ボンド・ゼロトリプル(予想分配金提示型)：(予想分配金提示型)

ボンド・ゼロトリプル(資産成長型)：(資産成長型)

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年10月31日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

16兆2,469億円(2025年10月31日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	債券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(予想分配金提示型)	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
(資産成長型)		年1回			

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月8日に関東財務局長に提出しており、2026年1月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、実質的に海外のハイイールド債券および米国国債先物等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1

海外のハイイールド債券と米国国債先物を実質的な投資対象とします。

- 運用にあたっては、ハイイールド債券と米国国債先物で構成される参照指数のリターン(損益)*を享受する担保付スワップ取引を行います。

*参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略運用費用(年1.80%~0.90%)および戦略取引費用を控除したものととなります。戦略運用費用は、ハイイールド債券および米国国債先物の投資配分比率により変動します。戦略取引費用は戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じてポジションは変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ハイイールド債券市場のモメンタム(方向性)に着目したリスク調整により、ハイイールド債券*の投資配分を0%~300%の範囲で機動的に調整します。
なお、300%に満たない部分は米国国債先物に投資します。

*ハイイールド債券への投資は、複数のハイイールド債券のファンドを対象としたファンドバスケットを通じて行います。



ハイイールド債とは

格付けがBB格相当以下の債券をいいます。

一般的にハイイールド債は、投資適格債券(BBB格相当以上)に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。



参照指数とは

J.P.モルガンが開発した「ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール指数(円建て、エクセスリターン)」をいいます。

当該指数は海外の複数のハイイールド債券のファンドと米国国債先物で構成されるポートフォリオ(ファンドバスケット)の3倍(300%)相当額において、ハイイールド債券市場のモメンタムに着目したターゲットリスク調整により、機動的に海外のハイイールド債券の投資配分を調整するパフォーマンス指数です。

※参照指数は、ファンドバスケットを構成する複数のハイイールド債券のファンドの運用報酬、その他の費用等を控除したものととなります。

※一部のハイイールド債券のファンドは、先進国または新興国の政府、政府機関もしくは企業が発行する債券、資産担保証券および優先出資証券等を含む場合があります。

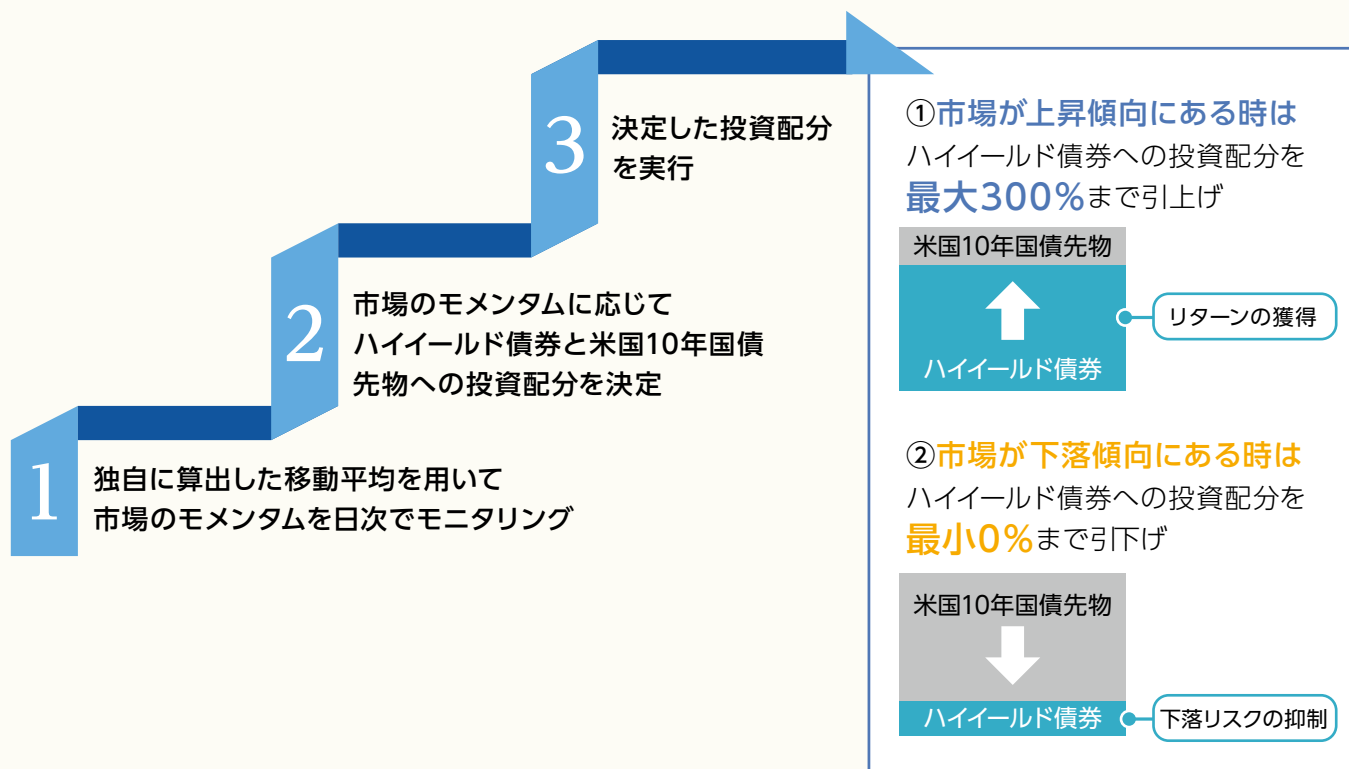
※ファンドバスケットを構成するハイイールド債券のファンドは将来的に変更となる可能性があります。

2

機動的な投資配分の調整により、ハイイールド債券のリターンの獲得を目指しながら下落リスクの抑制を図ります。

[ハイイールド債券と米国国債先物の投資配分のイメージ]

■市場環境に応じて、ハイイールド債券と米国国債先物の投資配分を機動的に調整します。



*上記はイメージです。

3

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

■実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

(予想分配金提示型)と(資産成長型)の2つのファンドからご選択いただけます。

(予想分配金提示型)

- 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 分配金額は、原則として、各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,000円未満	0円
10,000円以上11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	200円
13,000円以上14,000円未満	300円
14,000円以上15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。



ご留意いただきたい事項

- 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

(資産成長型)

- 原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

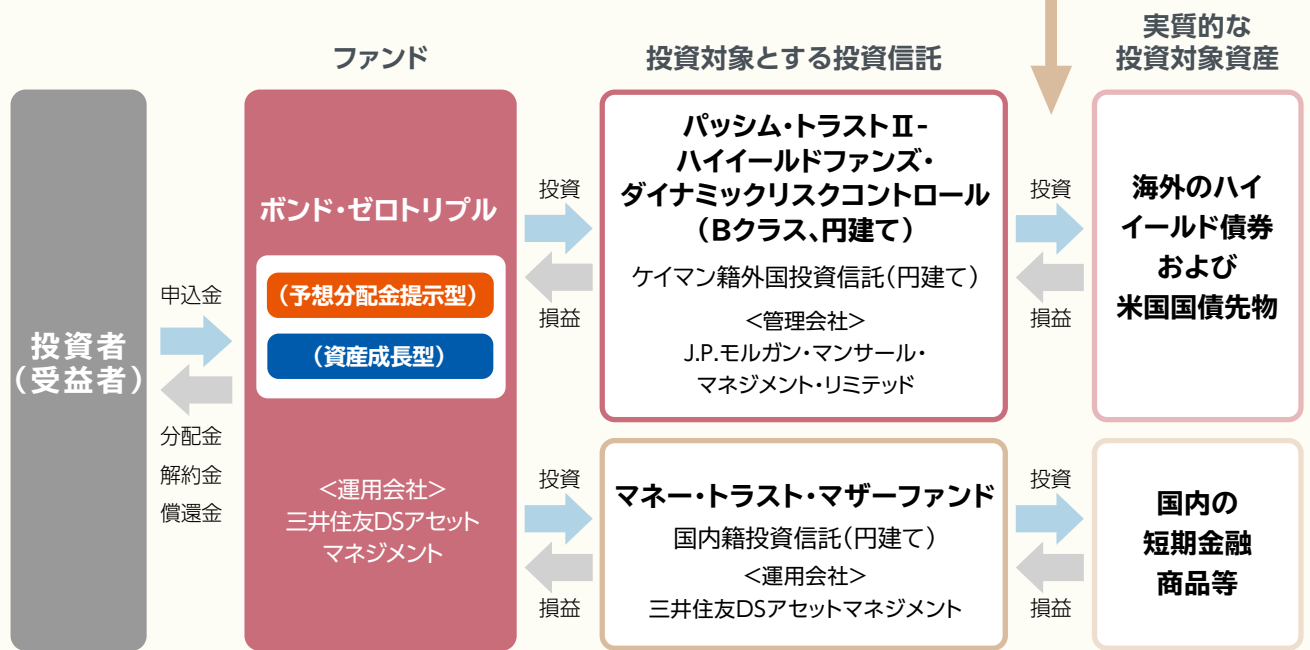
※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、参照指数のリターン(損益)*を享受します。



*参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略運用費用(年1.80%~0.90%)および戦略取引費用を控除したものととなります。

※「パッシブ・トラストⅡ-ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール(Bクラス、円建て)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、海外のハイイールド債券および米国国債先物となります。

投資対象とする外国投資信託の管理会社等について

▶ 投資対象とする外国投資信託の管理会社

[J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの概要]

拠 点	英国・ロンドン
事業内容等	● JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの完全子会社でJ.P.モルガンのコーポレート&インベストメントバンキング部門に属します。 ● グローバル (除く米国) の各金融仲介業者 (運用会社、保険会社、年金ファンド、銀行、資産管理会社等) 向けに、それぞれの目的に合わせてカスタマイズしたファンド・ソリューションの提供に特化しています。

▶ 投資対象とする外国投資信託の担保付スワップ取引の相手方

[J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーの概要]

拠 点	英国・ロンドン
事業内容等	● 英国および欧州経済領域におけるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの主要な銀行子会社であり、国際的に投資銀行業務を展開しています。

[JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーについて]

拠 点	米国・ニューヨーク
事業内容等	● グローバルに事業を展開する総合金融サービス会社です。総資産、収益力、時価総額でも世界屈指の規模を誇ります。 ● グローバルにおける法人向け事業は「J.P.モルガン」、米国における中小企業・個人向け事業は「チェース」ブランドを用いて、世界の機関投資家、事業法人、金融機関等に対し、投資銀行業務、資産運用業務等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

※J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

(出所) J.P.モルガンの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

▶ (予想分配金提示型)

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、原則として、各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じた金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないことがあります。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(予想分配金提示型)は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

▶ (資産成長型)

- 年1回(原則として毎年10月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(資産成長型)は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

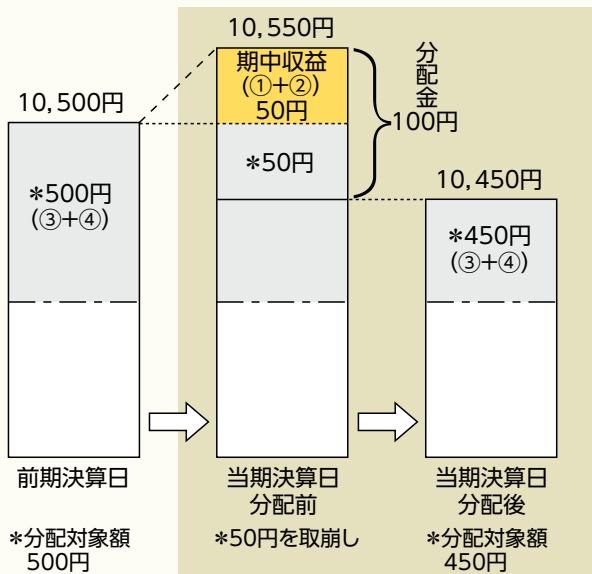


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

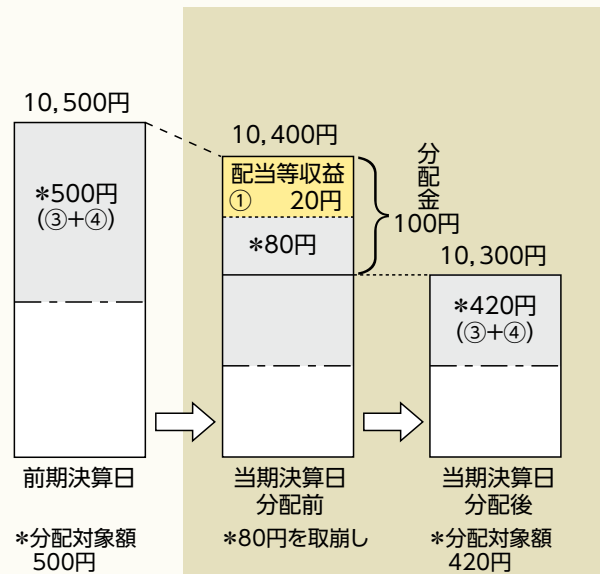
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

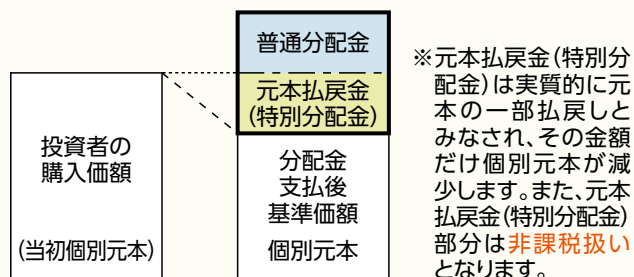


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

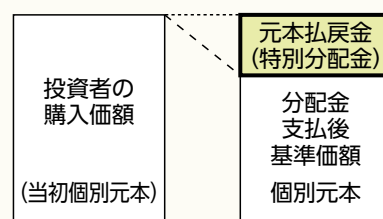
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶パッシブ・トラストⅡ-ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール (Bクラス、円建て)

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)						
主 要 投 資 対 象	担保付スワップ取引および日本の公社債を主要投資対象とします。						
運用の基本方針	主に担保付スワップ取引を通じて、ハイイールド債券および米国債先物の投資成果を享受します。 ●担保付スワップ取引の相手方はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーです。 ハイイールド債券および米国債先物への合計投資額はファンド純資産総額の3倍相当額とし、市場環境に応じて機動的に配分変更を行うことで、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ●ハイイールド債券への投資は、複数のハイイールド債券ファンドを対象としたファンドバスケットを通じて行います。 ●ファンドバスケットの価格が上昇基調の場合はハイイールド債券への投資配分を引き上げ、下落基調の場合はハイイールド債券への投資配分を引き下げます。 ●市場局面によってはハイイールド債券への投資をゼロとし、すべて米国債先物で運用を行う場合もあります。						
主 な 投 資 制 限	●純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ●流動性に欠ける資産の組入れは、純資産総額の15%以下とします。						
分 配 方 針	分配しません。						
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して <table border="0"> <tr> <td>運用報酬</td> <td>年0.13%程度(最低年100,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行費用</td> <td>年0.05%程度(最低年20,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>年0.015%程度(最低年3,000米ドル)</td> </tr> </table> ※上記の各料率には年間最低報酬額等が定められているため、純資産総額の規模によっては、上記の各料率を上回ることがあります。	運用報酬	年0.13%程度(最低年100,000米ドル)	管理事務代行費用	年0.05%程度(最低年20,000米ドル)	保管費用	年0.015%程度(最低年3,000米ドル)
運用報酬	年0.13%程度(最低年100,000米ドル)						
管理事務代行費用	年0.05%程度(最低年20,000米ドル)						
保管費用	年0.015%程度(最低年3,000米ドル)						
参 照 指 数 に 関 する 費 用	担保付スワップ取引を通じて享受する参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略運用費用(年1.80%~0.90%)および戦略取引費用を控除したものととなります。戦略運用費用は、ハイイールド債券および米国債先物の投資配分比率により変動します。戦略取引費用は戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じてポジションは変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
そ の 他 の 費 用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
申 込 手 数 料	ありません。						

スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
管 理 会 社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・トラスト・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



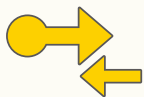
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。ファンドの実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

デリバティブ取引に関する留意点

デリバティブ取引(先物取引、各種スワップ取引等)は、一般的に少額の証拠金・担保金等を差し入れることで、より大きな金額の取引を行います。

当ファンドは実質的に市場環境に応じて、債券先物取引を活用するとともに、ハイイールド債券の組入比率をファンドが組み入れる外国投資信託の純資産総額の0%~300%の範囲で機動的に変更します。したがって、ファンドの基準価額は債券市場全体の値動きと比べて大きく変動することがあります。

スワップ取引に関する留意点

- 担保付スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
- 当ファンドが組み入れる外国投資信託における担保付スワップ取引を通じて、ハイイールド債券と債券先物で構成される参照指数のリターン(損益)を享受します。
- 当ファンドが組み入れる外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方が実際に取引をするハイイールド債券や債券先物取引に対しては何ら権利を有しておりません。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

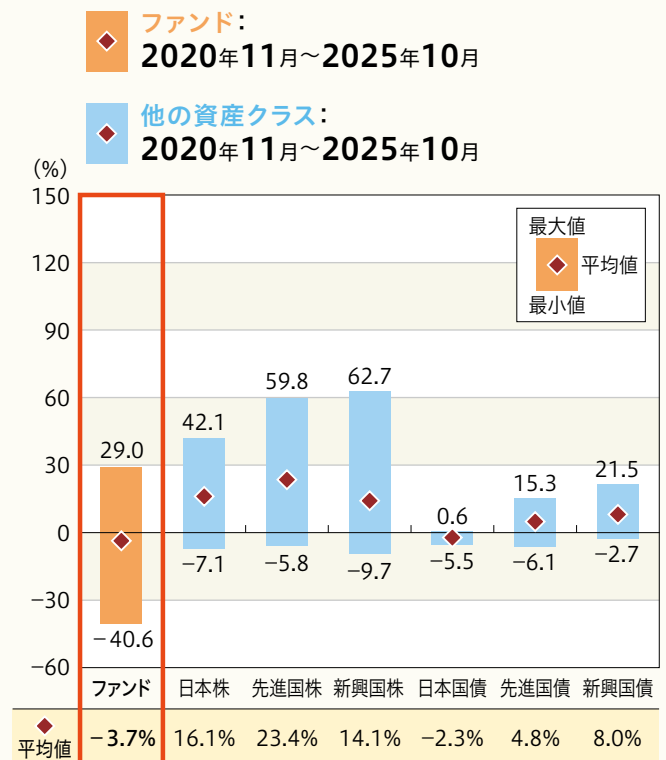
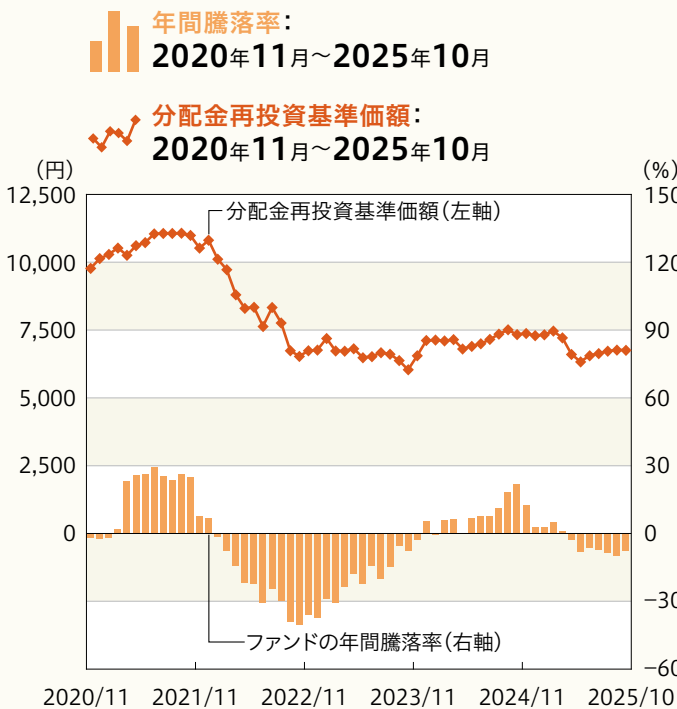
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ (予想分配金提示型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

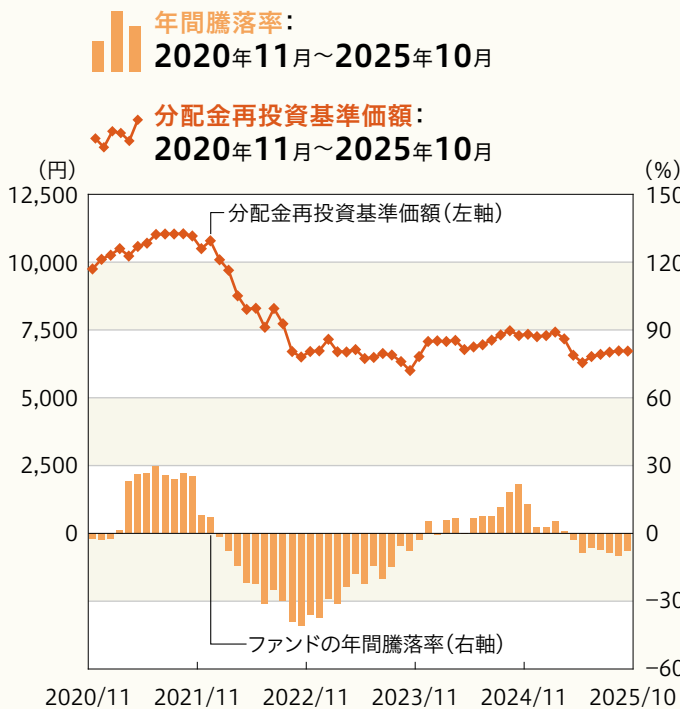
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ (資産成長型)

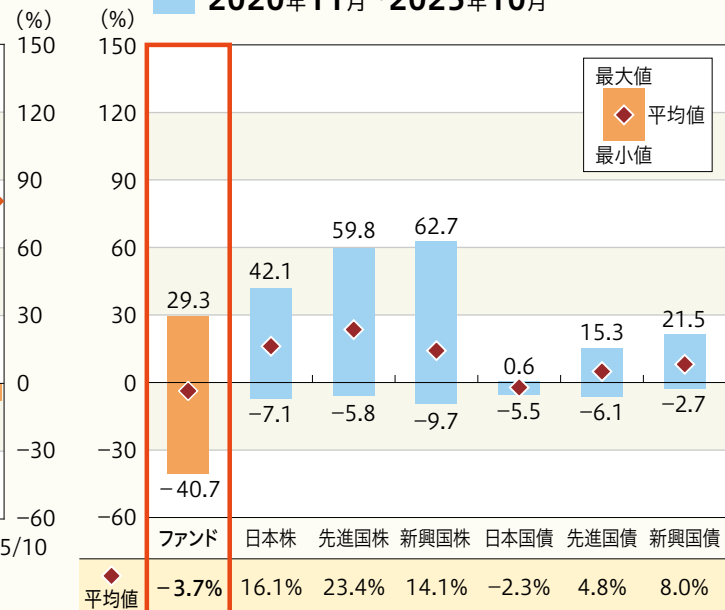


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンド: 2020年11月～2025年10月

他の資産クラス: 2020年11月～2025年10月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

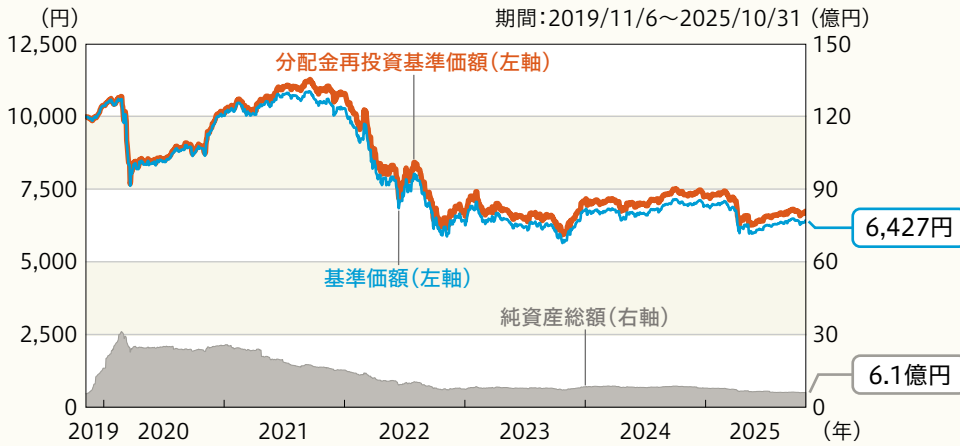
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■ (予想分配金提示型)



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

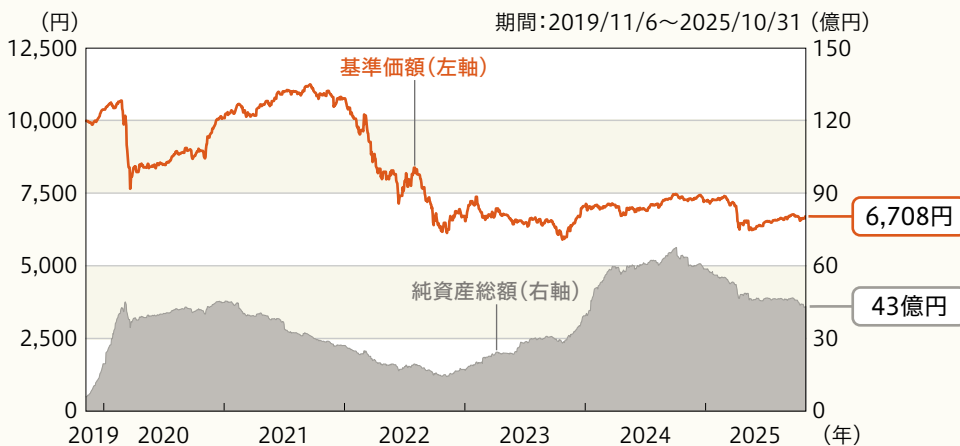
分配の推移

決算期	分配金
2025年10月	0円
2025年 9月	0円
2025年 8月	0円
2025年 7月	0円
2025年 6月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	510円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

■ (資産成長型)



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年10月	0円
2024年10月	0円
2023年10月	0円
2022年10月	0円
2021年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■ (予想分配金提示型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	98.30
親投資信託受益証券	日本	0.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.65
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	パッシブ・トラストII・ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール(Bクラス、円建て)	98.30
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.05

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

運用実績

基準日: 2025年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■ (資産成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.85
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

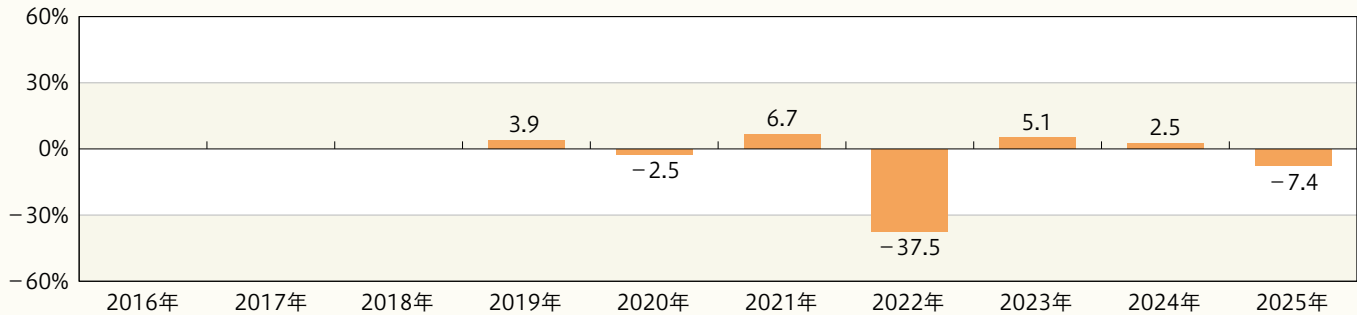
国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	パシフィック・トラストⅡ・ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール(Bクラス、円建て)	97.85
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

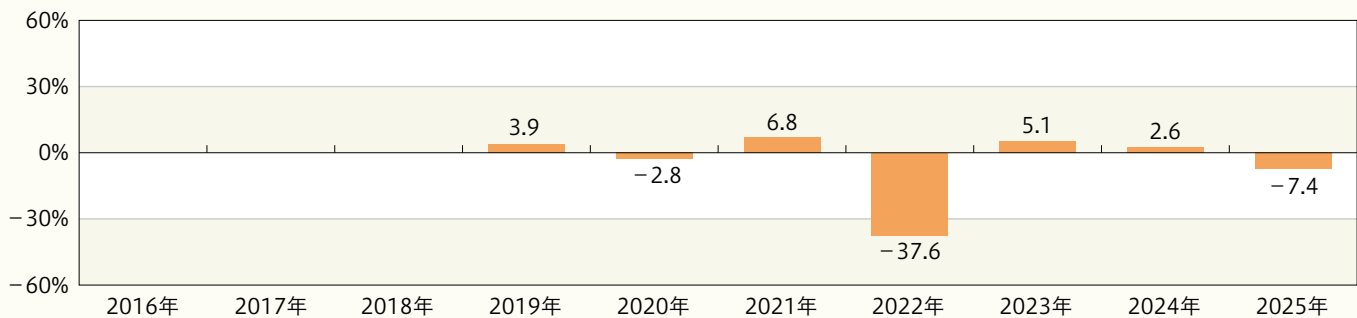
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ (予想分配金提示型)



■ (資産成長型)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、(予想分配金提示型) および (資産成長型) の間でスイッチングを取り扱う場合があります。 また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年1月9日から2026年7月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。 申込受付日が以下に当たる場合 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ● ルクセンブルグの銀行の休業日 ● ダブリンの銀行の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日 ● シカゴの取引所における米国国債先物取引の休業日 ● シンガポールの銀行の休業日 申込受付日の翌営業日が以下に当たる場合 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ● ルクセンブルグの銀行の休業日 ● ダブリンの銀行の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日 申込受付日の翌々営業日が以下に当たる場合 ● シンガポールの銀行の休業日

お申込みメモ

換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	(予想分配金提示型) 毎月15日(休業日の場合は翌営業日) (資産成長型) 毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	(予想分配金提示型) 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) (資産成長型) 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 共通 分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	2029年10月15日まで(2019年11月6日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	各ファンド1,500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	(予想分配金提示型) 毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 (資産成長型) 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。 (予想分配金提示型) ゼロトリ分配 (資産成長型) ゼロトリ成長
課 税 関 係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購 入 時 手 数 料	購入価額に2.2% (税抜き2.0%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの費用・税金

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年0.759% (税抜き0.69%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 (予想分配金提示型) については毎計算期末または信託終了のときに、 (資産成長型) については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。		
フ ァ ン ド	<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.28%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.39%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	運用管理費用*	年0.195%程度	
	参照指数に関する費用*	担保付スワップ取引を通じて享受する参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略運用費用(年1.80%～0.90%)および戦略取引費用を控除したものとなります。 ※戦略運用費用は、ハイイールド債券および米国国債先物の投資配分比率により変動します。 ※戦略取引費用は市場環境により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年2.754% (税抜き2.685%)～年1.854% (税抜き1.785%) 程度*		
*投資対象とする投資信託の費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。 また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2025年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。			
その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年10月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(**予想分配金提示型**):2025年4月16日～2025年10月15日、(**資産成長型**):2024年10月16日～2025年10月15日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
(予想分配金提示型)	1.23%	0.76%	0.48%
(資産成長型)	1.24%	0.76%	0.48%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドは担保付スワップ取引を通じて、ハイイールド債券および米国国債先物で構成される参照指数の損益を享受しますが、参照指数に関する費用は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント